

令和4年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時：令和4年6月9日（木）

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎第一会議室

1 開会

2 挨拶（佐藤環境生活部長）

3 議事

（1）会議の成立

15名の在籍委員のうち、10名の委員が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員

西川委員（会長）、星委員（副会長）、氏家委員、鈴木委員、加藤委員、浅野委員、三枝委員、小野委員、庄子委員、高橋委員

欠席委員

大友委員（副会長）、立花委員、佐々木仁委員、佐藤委員、佐々木圭亮委員

（2）会議内容

議題 イ 令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について

【 西川会長 】

それでは早速ですが議事に入りたいと思います。まず当会議ですけれども、消費者及び事業者、生産者の代表、それから学識経験者から構成されている会議でございます。それぞれの立場から、貴重なご意見を広く頂戴する場としております。議事の進行についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

議題は、（1）のイ、『令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況（案）について』ですけれども、最初に令和3年度の施策の実施状況について、事務局から説明いただきます。そのあと委員の皆様からご意見をいただいた後で、評価の方法の説明をする流れで考えておりますのでご協力よろしくお願いいたします。

では事務局から説明をお願いします。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

事務局の吉岡です。着座にて説明させていただきます。

それでは議題イの『令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況（案）』についてご説明いたします。

今年度最初の会議となりますので、始めに資料1により、当推進会議のスケジュールと本日の議題であります施策の実施状況の公表までの流れをご説明いたします。

資料1をご覧ください。表の左側の列に当推進会議の開催予定を記載しております。まず、6月ですが、本日第1回推進会議でございます。8月5日に第2回推進会議を予定しており、年が明けて2月上旬に第3回推進会議を予定しております。

続きまして、表の中央の二つの列になりますが、主な検討内容でございます。今年度、ご審議いただきますことは、主に2点の予定でございます。まず、左側の列になりますが、本日の議題

にもなっております第4期計画に基づく施策の実施状況に対する評価でございます。評価については、後程詳しくご説明しますのでここでは主なスケジュールをご説明いたします。委員の皆様には、施策の実施状況について、施策の小分類ごとに評価していただきます。お忙しいところ恐縮ですが、6月20日までに評価票のご提出をお願いいたします。委員の皆様から提出いただいた評価表は、事務局で取りまとめ会長にお送りします。

会長には、総評と推進会議全体としての評価の案を作成していただきます。この評価の案については、8月5日に開催する予定の第2回推進会議でご協議いただき、推進会議としての評価を決定していただきます。

その後、知事を本部長とする宮城県食の安全安心対策本部の会議を経て、9月定例県議会に、推進会議の評価を付して報告し、10月に公表する予定としております。

続きまして、隣の列になりますが、宮城県食品衛生監視指導計画（案）の検討でございます。来年2月上旬に予定しております第3回推進会議において、ご検討いただきます。ご検討いただいた計画案は、パブリックコメントを経て、3月中に策定・公表いたします。推進会議における検討内容とスケジュールにつきましては以上でございます。

なお、第10期委員の皆様は、今年8月末までとなりますので、11期委員の選定・就任手続き等にご協力いただく場面も想定されますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、資料3をご覧ください。『令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況（案）』という資料でございます。

1ページ目をご覧ください。食の安全安心の確保に関する基本的な計画第4期の概要でございます。

計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。

次に、計画の目的は、『「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること』となっております。中ほどになりますが、施策の大綱は三つございます。

一つ目は、「安全で安心できる食品の供給の確保」でございます。二つ目は、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」でございます。三つ目は、「食の安全安心を支える体制の整備」となっております。

ここで一つ、前のページにございます目次をご覧ください。第2の部分をご覧ください。ローマ数字のⅠは、大綱の一つ目「安全で安心できる食品の供給の確保」となっております。次に、中ほどになりますが、ローマ数字のⅡは大綱の二つ目「食の安全安心に係る信頼関係の確立」となっております。さらに、ローマ数字のⅢは大綱の三つ目「食の安全安心を支える体制の整備」となっております。

次に、第4に『施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議の評価」』とございます。本資料の59ページ、60ページの評価ページは、現時点では空欄となっております。ここに、推進会議からいただきました評価を記載することとなります。

次に、昨年度実施しました施策ごとの状況についてご説明いたします。資料4をご覧ください。こちらの概要でご説明いたします。2ページ目をお開きください。

大綱の一つ目、「安全で安心できる食品の供給の確保」のうち、「1生産及び供給体制の確立」の（1）は、「生産者の取組への支援」でございます。右の方に枠で囲んで、P2とありますのは、資料3の該当ページを示しております。

「イ」は「施策1」になりますが、環境保全型農業直接支払交付金により、環境保全等に効果の高い営農活動等に取り組む農業者の組織を支援するとともに、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」による認証、有機農業相談窓口の設置、「みやぎ環境制御技術交流ネットワーク」の設立等を行っております。

次に、「ロ」は「施策2」ですが、GAPの導入を推進するため、宮城県GAP推進会議を開催し、普及拡大に向けた取組を推進しました。

「ハ」は「施策3」ですが、「農薬危害防止運動」を実施するとともに、農薬管理指導士養成研修を開催するとともに、更新研修会を書面開催しました。

「ニ」は、「施策4」ですが、生産段階における牛への耳標の装着徹底を推進するとともに、生産から流通までの各段階における牛の個体識別システムを維持するための支援を行いました。

次に、表を記載しておりますが、数値目標と令和3年度の実績については、小項目ごとにまとめて記載しております。この部分につきましては、特に説明が必要な部分についてのみ説明いたします。

次に、「(2) 農林水産物生産環境づくり支援」でございます。

「イ」は「施策5」になりますが、カドミウム基準値超過米の発生を抑制するため、超過米が発生するおそれのある地域の生産者を対象に、水稻栽培水管理暦を配布したほか、湛水管理の徹底を指導しました。

次に、「ロ」は「施策6」でございます。家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、家畜伝染病の発生予防とまん延防止に努めるとともに、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザが確認された際は、宮城県特定家畜伝染病対策本部を設置し、関係団体が一体となって防疫措置を実施しました。

続きまして、3ページをご覧ください。「ハ」は「施策7」ですが、食中毒の原因となる貝毒について、県漁協と連携し、効果的な監視体制を維持して、食中毒の未然防止に努めました。また、漁協が自主的に実施するノロウイルスの検査結果について、情報共有を図りました。

「ニ」は「施策8」ですが、原木しいたけの出荷制限解除を進めるため、県外産の汚染されていない原木の調達等を支援するとともに、県内きこ原木林の現況把握調査を行いました。

「(3) 事業者の取組への支援」でございます。

「イ」は「施策9」になりますが、HACCPに沿った衛生管理を実施することが制度化されたため、導入を支援するための研修会を開催するとともに、実践を支援しました。また、新型コロナウイルスの感染防止対策の実施状況を確認した上で認証する、「選ぶ! 選ばれる!! みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の運用を開始しました。

次に「ロ」は「施策10」ですが、地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店等を、「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、県産食材の産地等を表示する取組を推進しました。

次に、「2 監視指導及び検査の徹底」の「(1) 生産段階における安全性の確保」でございます。

「イ」から「ハ」は「施策11」から「施策13」になりますが、農薬販売者及び使用者、魚類養殖業者、肥料生産業者、飼料製造工場、動物用医薬品販売業等に対して、関係法令に基づいた立ち入り検査や指導等を行いました。

「ニ」は「施策14」ですが、高病原性鳥インフルエンザの予防のため、養鶏農場のモニタリング検査等を実施するとともに、死亡羽数の報告を求めました。

続きまして、4ページをお開きください。「(2) 流通・販売段階における安全性の確保」でございます。

「イ」は「施策15」になりますが、宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対して、監視指導を実施しました。また、定期的に食品衛生担当者会議等を開催し、情報の共有を図ったほか、食品事業者に対する講習会や消費者を対象とした広報活動を実施し、食中毒予防の啓発を行いました。

次に「ロ」は「施策16」ですが、輸入食品を含む県内に流通する食品について、食品衛生法に基づく規格基準検査や、食品中に残留する農薬、添加物等の検査を実施いたしました。

「ハ」は「施策17」ですが、かきの採取海域の加工基準の確認、かき処理場等の監視指導及び収去検査等を実施したほか、と畜検査、食鳥検査を実施しました。

「ニ」は「施策18」ですが、米トレーサビリティ法に基づき、東北農政局と連携して立ち入り検査・指導を行いました。

主な数値目標をご覧ください。食品営業施設の監視指導率が75.8%となっております。これは、保健所の業務そのものとして、緊急事態宣言発令時及びまん延防止対策期間は、特に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への対応を最優先する方針としたことに伴い、監視指導を計画通りに行えなかったことによるものでございます。

次に「(3) 食品表示の適正化の推進」でございませう。

「イ」は「施策19」になりますが、食の110番及び食品表示110番を設置し、相談対応、監視指導等を行いました。また、生かき産地等偽装防止特別監視員による監視指導を実施しました。

次に「ロ」は「施策20」ですが、食品表示ウォッチャーによる食品表示のモニタリング調査を行う事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況により休止いたしました。

「ハ」は「施策21」ですが、事業者等が開催する食品表示に関する研修会等に講師として職員を派遣したほか、研修会等を開催しました。また、消費者や事業者からの相談に対応し適正な食品表示に関する普及啓発を行いました。

主な数値目標をご覧ください。「食品表示適正店舗数の割合」の令和3年度実績を「事業休止」と記載しております。「食品表示適正店舗数の割合」については、食品表示ウォッチャーが調査した店舗数に対し、不備が認められなかった店舗数の割合としております。そのため、昨年度は、食品表示ウォッチャー事業を休止したため測定できなくなり、事業休止と記載しております。

5ページ目をご覧ください。次は、「(4) 食品の放射性物質検査の継続」でございませう。

「イ」は「施策22」になりますが、県内で生産される主要な農林水産畜産物等の放射性物質検査を実施し、結果をホームページで公表しました。

「ロ」は「施策23」ですが、県内に流通する牛乳、清涼飲料水、一般食品等について、放射性物質検査を実施し、結果をホームページで公表しました。

次からは大綱の2つ目、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」でございませう。

「1 情報共有及び相互理解の促進」の(1)は、「情報の収集、分析及び公開」でございませう。

「イ」は「施策24」になりますが、消費者モニターを対象としたアンケートを実施するとともに、県ホームページ、「食材王国みやぎ」ウェブサイト及び公式フェイスブック等により情報提供を行いました。

次に「ロ」は「施策25」ですが、「令和3年度食品衛生監視指導計画」に基づいて行った監視指導及び検査等の実績、食品の安全に関する情報等について、ホームページで公表しました。

続きまして、6ページをお開きください。

次に、「(2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」でございませう。

「イ」は「施策26」になりますが、「地域食と農の相談窓口」を引き続き設置しました。また、学校給食での地場産物活用に向け県内産食材等についての情報誌を発行しました。さらに、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」で認証された農産物や県産きのこ・山菜類等のPR販売会を行いました。

次に「ロ」は「施策27」ですが、宮城県食品衛生協会と連携し、食品衛生推進員等の資質向上を図りました。また、「みやぎ水産の日」を核とした情報発信やイベントにより水産物の消費拡大に取り組みました。

「ハ」は「施策28」ですが、みやぎ食育コーディネーターが実施する講座等をとおして、県

民が食の安全安心に関する知識を習得できるよう推進しました。

「(3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」でございます。

「イ」は「施策29」になりますが、生産・流通・消費の各段階で行われる測定結果について、「みやぎ原子力情報ステーション」で公表しました。また、原子力安全対策課の公式ツイッターにより、放射線・放射能に関する知識の普及・啓発に努めました。

次に「ロ」、「ハ」は「施策30」及び「施策31」ですが、市町村等が実施する水道水中の測定結果及び県民が自ら育てた自家消費用の農産物等の測定結果を取りまとめ、「みやぎ原子力情報ステーション」で公表しました。

次に、「2県民参加」の(1)は、「県民総参加運動の展開」でございます。

「イ」は「施策32」になりますが、各種広報媒体などにより消費者モニターを広く募集するとともに、アンケート調査や研修会を行いました。

次に「ロ」は「施策33」ですが、「みやぎ食の安全安心取組宣言」の広報・募集を行ったほか、取組宣言者や自主基準の検索・閲覧ができる検索シートを県ホームページに掲載しました。

続きまして7ページをご覧ください。

「ハ」は「施策34」ですが、食の安全安心セミナーや出前講座を開催し、食の安全安心に関する普及啓発を図りました。

次に「(2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」でございます。

「イ」は「施策35」になりますが、消費者モニターアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、食の安全安心セミナー、食品衛生監視指導計画へのパブリックコメントなどにより、食の安全安心に関する県民の意見を把握しました。

次に、「ロ」は「施策36」ですが、食の110番、食品表示110番を設置し、食の安全安心に関する相談等に対応しました。

大綱の3つ目、「食の安全安心を支える体制の整備」でございます。

「1体制整備及び関係機関との連携強化」の「(1) 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進」につきましては、令和2年度の施策の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部会議を開催し、議会への報告と公表を行いました。

次に、「(2) みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応」につきましては、県庁関係課に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心連絡員を配置し、食の危機の未然防止に努めました。また、食の危機管理対応チーム会議を開催し、みやぎ食の危機管理基本マニュアルや個別対応マニュアルに基づく事案などについて情報共有を図りました。

続きまして、8ページをお開きください。

「(3) 食の安全に関する調査・研究の充実」につきましては、貝毒プランクトンの発生状況や環境条件を把握しました。また、食品衛生については、かきむき処理場におけるHACCPの導入やかきむき処理事業者の課題に対する指導内容について共有しました。

次に、「(4) 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実」につきましては、原乳及び牧草の放射性物質検査を実施するとともに、牧草等への土壌からの放射性物質移行に関する調査研究をしました。さらに、県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究に取り組みました。

次に、「(5) 国、都道府県、市町村、関係団体との連携」につきましては、関係機関との連携、協働により、施策の推進に努めるとともに、食中毒や違反食品が発生した際は連携して対応しました。

続きまして、「2みやぎ食の安全安心推進会議」につきましては、会議を2回開催し、令和2年度の施策の実施状況について評価していただいたほか、食の安全安心に関する情報共有・意見交換を行いました。

令和3年度の施策の実施状況につきましては、以上でございます。

【 西川会長 】

ご説明ありがとうございます。

今ご説明いただいた内容について、確認したい点も含めて、ご意見いただければと思います
がいかがでしょうか。

加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

宮城県生協連の加藤でございます。5点ほど質問がありますがよろしいでしょうか。

まず資料4でご説明いただいたのですが、資料3の9ページのところで、原木しいたけに関して、調査・研究等で県内産原木が使用できるようという取り組みを行っていますが、放射性物質による汚染前は、結構大きな企業で原木しいたけを使っていて高値で買い取りされていたので、原木しいたけが継続して事業者と繋がっているのかお聞きしたいと思います。

あと2つ目が、37ページの施策29のところで、放射性物質に関する、みやぎ原子力情報ステーションへのアクセス数に関してなんですけど、県民の不安払拭の一助になったという成果のご報告がございます。年間3万990件ということですが、アクセス数の推移は令和3年度になるまでに減少傾向にあるのか、放射性物質検査結果をホームページで公表するようになってから、どのような傾向になっているのか教えていただければと思います。

あと、みやぎ水産の日に関しても、放射性物質に関してもなのですが、宮城県産ほやが原発事故後まだ韓国への輸出が禁止されておりまして、宮城県生協連の会員生協でありますみやぎ生協の産直のほや生産者も多大な影響を受けております。

放射性物質の被害のほか、2020年度は深刻なほやの貝毒も発生し、旬の6月に水揚げが一切できなくなったという大きなダメージを受けております。

そこで、みやぎ生協では、宮城県の協賛もいただいて全店舗で、ほやの消費拡大キャンペーンを昨年度に続き、今年度も行うことになっております。

それで宮城県としての取組をお聞きしたいんですが、今回の報告だと、県内での取り組みの記載になっているのですが、首都圏に向けてほやに限らなくてもいいんですけど、首都圏等に向けて宮城県として消費拡大に向けた取組を行っていないのかってことで、もし行っているのであれば、成果か報告のところにに入れていただければと思います。

【 西川会長 】

ここで1回切りましょう。

3点ほどありますが、まず最初に原木しいたけについていかがでしょうか。

【 林業振興課 江刺技術副参事兼総括課長補佐 】

林業振興課でございます。原木しいたけの事業者さんとのやりとりについてお答えいたします。原木しいたけの事業者さんからの要望としましては、以前のように、県内産の原木を使いたいということです。今は県内産の原木は使えませんので、県外からわざわざ汚染されていない原木を持ってきて、生産にも非常に気を使って管理しながら、生産していただいているという状況でございます。

県外から持ってきますから、原木の値段は以前に比べて高いものを使っているということで、近くにある原木を早く使えるようにと要望をいただいております。原木林の放射性物質の濃度がどういう状態になっているのかモニタリングを継続しているところです。

ただ、まだ使える状態にはなっておりませんので、県外から入れざるを得ないという状況な

ので購入費の支援などを行っております。購入費を支援しながら、生産いただいて、令和3年度には2名の方の出荷制限の解除をすることができ、少しずつですがきちんと管理しながら原木しいたけの出荷制限解除の人数を増やしている状況になっております。

原発事故前から生産されていて、解除に向けて生産を継続したいということで、解除に向けて努力していらっしゃる生産者さんたちを主に支援している状況です。

【 加藤委員 】

それで、この原木しいたけを利用したいという事業者さんは、原発事故後も、引き続きおられるのか教えてください。

【 林業振興課 江刺技術副参事兼総括課長補佐 】

原木しいたけについては、順調に引き合いがあると思っております。出荷先は、各々の生産者さんがどういうところに販売されているか、市場売りや直接販売等あると思います。また、加工品にどれぐらい向けられているかというところまでは、今はデータはございませんが生産したものの売り先がなくて困っているという話は聞こえておりません。

【 西川会長 】

ありがとうございました。

続いて原子力情報ステーションの方ですかね。

いかがですか。

【 原子力安全対策課 大鷲技術主幹 】

原子力安全対策課の大鷲と申します。原子力情報ステーションにつきましては、原子力安全対策課で運営しておりまして、事故発生以来、原子力に関する様々な情報を掲載させていただいております。

閲覧数なんですけども、事故後年数が経っているということがありまして、若干下がりつつあるんですけど、引き続き原子力に関係する情報を皆さんに適正に発信していきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

【 西川会長 】

推移というか、アクセス数が増えているか減っているかといった情報はお持ちでないですか。

【 原子力安全対策課 大鷲技術主幹 】

アクセス数は減っている方向になっております。

【 西川会長 】

よろしいですか。ありがとうございます。

次はほやですね。

【 水産業振興課 阿部課長 】

水産業振興課の阿部でございます。ほやにつきましては、委員お話の通り2013年に韓国が輸入をストップして以来、震災前に8,000t~9,000tあった宮城県のほやの輸出が閉ざされたということで、県としては国内消費の拡大・販路拡大ということに支援をして参りました。

令和3年度につきましても、ほやに特化した支援を行っておりまして、国内販路拡大につきましては、宮城のみならず、九州方面への新たなルート、あとはそれを運ぶための輸送の仕組みを作ったりしてまいりました。

本年度計画しているのは、名古屋の方面をターゲットに行っていく予定でございます。

販路拡大以外にも、ほやの生食だけでなく、加工品の新たな開発ということで、水産加工事業者の商品開発の取り組みに対しても、費用負担につきまして支援しているところでございます。

特にほやにつきましては、輸出が現在においても途絶えているということで、引き続きほやに特化した支援を行っていく予定でございます。以上です。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございます。

ほやについては私からも補足です。ほや協議会というのを作って首都圏向けのほやの鮮度管理をして、「ほやの極み」というので今動いています。もちろん県の協力をいただいて、水揚げしてから首都圏に行くまでの鮮度のトレースをやっています。一定の基準を作って、その基準を満たせば「極み」という形での認証を作って、生産者の皆さんになるべく多く参加いただいて、一定の基準で出荷すれば首都圏でもおいしいほやを食べられるという仕組みづくりをしているところです。それも県に協力いただいてやっていますので、そのあたりもぜひご理解いただきたいです。みやぎ生協も当然ご理解いただいていますのでよろしくお願いいたします。

あと2件お願いします。どうぞ。

【 加藤委員 】

残り3点ほどです。50ページのところで、数値に関する質問なんですけど、第3の1の(1)と(2)に関連すると思うのですが、環境保全型農業直接支払交付金取組面積が、基準値の令和元年度から令和3年度で減少していることと、あとそれに関連するの、(2)の一番上のみやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度生産登録面積も減少傾向にあるので、この減少している理由がわかればご説明いただきたい。

52ページのところで5番の(1)の食品営業施設の監視指導率が基準値元年から令和3年度は減ってるんですけど、これは報告の中でコロナの影響により、できなかったような説明があったと思うので、そのコロナの影響で減ったという理解でよろしいのかというのを確認させてください。

58ページの12の(2)、先ほど消費者モニターアンケート回答数で609人というご報告があって、昨年度より増えているので、これは以前高橋委員がプレゼントしたらどうでしょうみたいなご意見が出て、それでマイバックか何かプレゼントにつけたと思うのですが、この回答者数が増えた理由が、そのプレゼントの効果といえるかどうかわからないのですが、若干増えているので、今回またプレゼントが変わってたりするので、事務局としては回答者に抽選でプレゼントやることに効果があったと受け取ったのかどうかお教えいただきたいと思いました。以上3点です。

【 西川会長 】

最初は環境保全型農業についてお願いします。

【 みやぎ米推進課 佐藤技術副参事兼総括課長補佐 】

みやぎ米推進課から回答させていただきます。

環境保全型農業直接支払交付金と当県認証制度の面積が減っている要因ですが、直接支払交付金の方は令和元年から比べると減っておりますが、令和2年度は4,000ヘクタールであり、令和3年度は若干増えております。いずれにしても元年からは減っているわけですが、この直接支払交付金の対象となる面積の大半が主食用米です。同じく県認証制度についても大半が主食用米ということになりますが、人口減少やコロナ禍によって主食用米の需要量が減っている状況でございます。こういった状況から、県でも主食用米の作付面積を前年から減らすように農業者へ周知をしているところであり、それに連動して直接支払交付金や県認証制度の面積も減ってきていることも一因と考えております。以上です。

【 西川会長 】

はい。続いて、お願いします。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

食と暮らしの安全推進課でございます。監視指導率が減っているということについてのお尋ねについてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により下がったという説明をいたしました。その通りでございます。

なぜ、コロナによって、監視指導率が下がったかと言いますと、この監視指導というのは、保健所の職員が監視しております。また、コロナの感染症の調査については、保健所の職員の内、原則保健師が実施することになってるんですけども、拡大の影響が大きいので、保健所職員一丸となって、全員で調査することになった影響で下がったものでございます。

【 西川会長 】

はいありがとうございます。

続いてもう1つはモニターについてお願いします。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

モニターアンケートについてお答えいたします。

モニターアンケートにつきましては、先ほど加藤委員がおっしゃられた通り、プレゼントの効果はあったものと考えております。

今年度も引き続き、プレゼントの内容を変えまして、続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございます。

よろしいですか。そのほか、皆さんからいかがでしょう。

はい、氏家委員。

【 氏家委員 】

先ほど加藤委員からあった、環境保全型農業直接支払交付金についてですが、主食用米の作付を減らすような指導があるということでしたけど、7年度の目標値がものすごく高いのはなぜなのでしょう。どういうところからこの目標値が出ているのでしょうか。実績が減っていることについて、主食用の米の作付が減っているんだというお話だったんですけど、その隣に目標値ということで、令和7年度の数値が示されていて、これがすごく高いんですけど、これは

先ほどの説明と合わないような気がして質問させていただきました。

【 みやぎ米推進課 佐藤技術副参事兼総括課長補佐 】

確かに目標値が5, 600ヘクタールほどということで、県としては高い目標に向かって進めていきたいと設定しておりますが、主食用米に限らず、他の野菜なども含めて拡大していきたいと設定しております。実際、現在取り組まれている作物で主食用米が多いというところで差が出てきていると感じております。

あと先ほど私の説明の中で、県の方で主食用米の面積を減らすように進めていると説明しましたが、県からそういう指導をしているのではなく、宮城県として主食用米の適正な作付面積はこのくらいですという目標を農家に示して、農家がそれに向けて作付をしていくということです。

【 氏家委員 】

それにしてもかなり目標値が大きいと感じますので、現状と合わせて修正があるのかと思いましたのでよろしくをお願いします。

環境保全型農業は宮城県は全国的にも、面積等も高いと思いますので、その辺り特徴としてぜひ伸ばしていただきたいと思いますのでお願いいたします。

【 氏家委員 】

あともう一つ、学校給食の56ページ、9の(1)のところで「学校給食の地場産農林水産物利用品目の割合」、これも元年度に比べると若干減っていることがあって、令和4年度にはパンも全部県内産の小麦ということで外国産の小麦をゼロということで、取り組んでいると聞いております。パンも小麦が変わったらとても美味しくなったという感想等も伺ってるんですけども、令和3年度はどうして減ったのかということと、パンは結構食べる割合も多いので、この令和7年度の目標って随分ささやかだという感じもして気になっております。

【 西川会長 】

今の点についてはいかがでしょうか。

【 保健体育安全課 佐藤課長補佐（学校保健給食班長） 】

保健体育安全課学校保健給食班の佐藤と申します。

まず令和3年度の実績が下がった原因ですけれども、6月と11月と2回調査をしておりますが、実は令和2年度は入っていませんが令和2年度は6月調査がコロナの影響でできなかったこともあって、11月だけだと40.1%と数値は非常に高くなっております。11月が例年高くなる理由は、野菜等が旬を迎える11月の調査実績が高いということでございます。

ただ令和3年度、昨年度の実績が下がった原因は、よくわからないというのが正直なところでございます。11月の数値としては昨年度も40%を超えておりますが、6月の数値が思ったほど伸びなかったということでございます。

それから小麦については、委員の方からお話ありましたように、今年度から国産小麦100%という形で、学校給食会で実施しております。

それによる影響というのは正直今のところ何とも言えないのですが、評判は上々であると聞いております。以上です。

【 西川会長 】

三枝委員どうぞ。

【 三枝委員 】

三枝です。

環境保全型農業の取組状況で直接支払交付金の説明があつたんですけども、まとめの方の表にある資料2の10ページの第3期計画における数値目標の達成状況は、環境保全型農業取組面積で約20,000ヘクタールになっています。これと比べて直接支払交付金支払面積は約4,000ヘクタールで6分の1ぐらいです。どちらが指標として大事なのでしょうか。もし、全体の取り組みが大事だとすればそちらの方をきちっと説明しなくちゃいけない。これもずっと年を追って下がってきてると思うんです。

同じように、このまとめの表と、中身の説明が違う箇所が多々あります。例えば、GAPの導入団体数、こちら団体数じゃなくて他の指標で説明しています。それがホームページのアクセス数も全く数字が違うんですね。私は特に素人なものですから、この全体の表を見て、いろいろ達成状況見るんですけども、これと中の表の説明が違うのは違和感を感じるんです。

環境保全型農業だけで言えば、その年の交付金をもらっている農家が6分の1ぐらいということだと思うんですが、どういう基準で支払いを受けてる人と受けない人がいるのでしょうか。

【 西川会長 】

みやぎ米推進課いいですかね。

【 みやぎ米推進課 佐藤技術副参事兼総括課長補佐 】

みやぎ米推進課です。

ただ今、委員からご指摘のありました資料2の10ページに記載の数値目標につきましては、第3期計画における目標項目になりまして、資料3に記載している目標については第4期計画のものとなります。第4期計画からは環境保全型農業に関する数値目標の項目を変更しておりますので、そもそも比較するものが違ってきます。どちらの目標であっても重要という認識ですが、第3期計画と第4期計画では目標の内容が変わっています。

【 三枝委員 】

全体として考えれば、環境保全型農業取組面積がどうなってるかの方が、私は大事だろうと思いますけど。どうですかね。

その他いろんなところの数字が第3期のまとめと、第4期のところで違いが出てきたところは、随時説明してもらわないと最初の方にこの表があるから、この表が頭にあつて、例えばホームページのアクセス数も倍ぐらいになっています。このホームページは幾つかあつて、第3期のホームページの元になる令和元年度の基準も変わってます。目標が変わっただけじゃなくて基準の数字も変わっている。

【 西川会長 】

その点については、計画策定の段階で確認していると思いますが、そのあたりの説明が少し足りないということかと思いますが、そこは整合性をとる形にします。

【 三枝委員 】

はい結構です。

【 西川会長 】

はい。その他いかがでしょうか。
どうぞ。

【 高橋委員 】

皆様お疲れ様でございます。高德海産の高橋でございます。

資料4の6ページ目の(3)真ん中ぐらいのところにあります放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進という部分がございます、イ・ロ・ハの施策を行いましたという部分がございますけれども、当会は食の安全安心推進会議だと理解しております、推進していくとか、促進していくとなった時に、最近報道はされなくなってますけど、いわゆるALPS処理水の放出、未来に起こるであろうALPS処理水が海洋に放出されてしまいますと、11年前の事故の部分ではなくて、新たな風評被害が出てくるでしょう。いくら、「ALPS処理水が安全なんです・安心なんです」と言っても、受け取る方からすると「ちょっと訳わかんない放射性物質なんだろう」と、どうしても一般的な消費者視点から見ますと、専門家の方が繰り返し説明しても、なかなかギャップが埋めきれない中で、今期こうやりましたという部分は当然やっていただいて、推進とか促進といった視点からすると、ALPS処理水に対しての、新たな対応というか対策に積極的に取り組まれたらどうかと感じました。

業界的な部分・消費者の視点もなんですけど、我々生産者、一次産業・二次産業からいたしましても、今、円安になってきてまして、食料品は農産物も水産物も食品輸入は多いんですけども、自給率は40%くらいでずっと推移していたと思いますけれども、このように円安になって、そして世界的な食糧危機というか需給問題になってくると、安定した食品、魚でも肉でも入ってこなくなります。さらに調達コストはさらに高くなります。高い食品を生活者が買っていないかきやいけない、いわゆる食品のインフレになってきたときに、我々、国内の生産者が考えなきゃいけないのは、国内の自給率を上げていったりですとか、逆に産業としては、日本産の方が安全安心でおいしい食品を輸出できるチャンスという見方もあります。それについて、我々水産でいえば、例えば銀鮭をチリよりも国産の方が安く大量につくれますよとなれば、世界のマーケットに対して宮城県産のサーモンを輸出するチャンスに転換できる可能性を秘めている中で、ALPS処理水という問題が出てくると、チャンスの芽が失われてしまう可能性が出てくる。

大局的な見方をしたときに、この推進会議で積極的に取り組まれて、起こったことに対しての対策はもちろん大事だと思うんですけども、これから起こることに対して、先手先手で対策を施していくということも大切と感じております、県だけの問題ではないのかもしれないんですけど、いろんな利害があつたりするので、大変難しい問題だと思うんですけども、県としてのスタンスは確固たるものを示しておいた方が、よろしいのではないかと考えております。その辺、盛り込んでいただくとか、今後検討していただくとか、お願いできないでしょうか。以上でございます。

【 西川会長 】

実施状況については、これから委員の皆様には評価をしていただくことになってます。その中で高橋委員がおっしゃったような意見は、その評価の中で書いていただくのがよろしいのかと思いますし、それを踏まえて県としてどういった対策を打っていくのかということになるのかと思います。ただ、現状としてどうかということは、一言いただくと助かりますがいかがでしょうか。

【 水産業振興課 阿部課長 】

水産業振興課の阿部でございます。委員からお話しのございました海洋放出の部分の水産担当ということから、今の現状をお話ししたいと思えます。

処理水海洋放出が、国の方針にあるという中で、生産者、漁業者、魚市場関係、消費地市場、水産加工事業者の皆さん、風評という部分で大変懸念してございます。

その中で、処理水の連携会議というのが、県で組織されてございまして、その中の水産部門という位置付けの水産部会が、今お話ししました各業界の方がメンバーとなって議論しているところでございます。

そういう中で、国も風評が起こらないような対策ということで、いろいろ生産から市場、流通、消費までの、各段階における風評を防ぐ施策を水産部会の方に示されてございます。

それを受けまして、水産の方といたしましては、各団体・各業界毎に、風評発生させないための取組について具体的に話し合い始めたところでございます。

やはり団体、業界の皆さん方は、風評が起こってからでは遅いので、風評が懸念されている今のうちに取組を具体化して、発信していくのが必要だろうということで、各業界で検討しているところでございます。水産の方からは以上でございます。

【 西川会長 】

はい。

そういう状況だということで、まずはご理解いただければと思えます。

加藤委員。はい。

【 加藤委員 】

お時間のない中すみません。高橋委員からALPS処理水についてお話がありましたので、宮城県生協連では、前回の委員会でもお示ししたと思うんですが、みやぎ生協、COOP福島、宮城県生協連、福島県生協連と宮城県漁協4団体で、このALPS処理水海洋放出を反対する署名に取り組んでございまして、それが20万筆を超えて、3月には経済産業省、東京電力に署名提出など行っております。

それで、今ほどALPS処理水が放出された後の風評の払拭ということで、国はいろいろ支援対策を考えているとお話しをされてございますが、福島原発事故が起こって11年経っても、韓国はいまだ輸出を禁止している。

あとは前回話しましたが、次の計画の中で話そうと思っていたのですが、消費者モニターアンケートの食品中の放射性物質についての回答の中に、きのこ・山菜類は結構不安であるという回答割合が高いのはわかるのですが、このアンケートを続けている中で山菜・きのこに次いで、魚介類が2番目に不安に思っているというのがずっと続いていることは問題視しなければならないのではないかと思えます。

ずっと放射性物質基準値超過の数値が出ていないという現状にもかかわらず、この消費者モニターの方ですら、魚介類を不安に思っているということは、風評というよりも、もう心配だと思っていることなので、ALPS処理水を放出したらどうなるのかというのは、今ですら不安に思っている人がいるのに、それを放出された後に対策というのでは、とても追いつかないんじゃないかということで、とても心配してございます。次の令和4年度の計画にも関連することなので、宮城県は全国屈指の漁業県でもあり、そして福島県と違って、宮城県は養殖業が盛んなので、福島より宮城の方が甚大な被害を受けると思っております。

この、ALPS処理水の問題についての風評被害に関することは、宮城県では関係者団体だ

けで組織されているようなのですが、私としては、流通関係者とか消費者関係者とか、もっと間口を広げて、関係団体を増やしていただけないかなというのが個人的な意見になります。

【 西川会長 】

はいありがとうございます。

生協、漁協を含めて、反対というのは県民の皆さん、よくご存知のことだと思うんです。情情的にはそれが一番だと皆さん思っているながらも、そのあたり、対応できてないところが、県民として、なかなか理解できない部分があるかと思います。ただ行政サイドでも何とかしようという気持ちも、水産業振興課の課長からもありましたが、そういう状況で動いてるのも確かです。

いい方向に持っていかないといけないのは事実ですので、食の安全安心推進会議としても、一言その辺りを今回の評価に加えて提出してそれをもとに、県の行政サイドでもう1段進めた形で取り組んでいただくということをぜひお願いしたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは時間が押していますので、実施状況については、説明あった通りでございます。

委員の皆さんからご意見いただきましたということで、今後これを評価する形になるのですが、その評価法等について事務局の方から説明をお願いしますでしょうか。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

続きまして、令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について、資料6を中心にご説明いたします。

委員の皆様には、令和3年度の施策の実施状況の評価をしていただきます。

いただきました評価を、来年度計画や今年度の事業の参考とすることが目的です。

それでは評価の方法についてご説明いたします。資料6の1ページをご覧ください。まず、2の評価の区分についてですが、小分類の17の区分ごとにそれぞれ評価をお願いします。その17の区分につきましては、2ページ目をお開けください。評価いただく第4期基本計画は、先ほど説明しましたとおり、3つの大分類から構成されております。

一つ目が、安全で安心できる食品の供給の確保で、「安全」に関する施策です。中分類が2つあり、その下に小分類として①から⑦の7区分ございます。

二つ目が、食の安全安心に係る信頼関係の確立で、「安心」に関する施策です。中分類が2つあり、その下に小分類が⑧から⑫の5区分でございます。

三つ目が、食の安全安心を支える体制の整備で、「協働」に関する施策です。中分類が二つあり、小分類は⑬から⑰の5区分ございます。

したがって、小分類は7+5+5となり、併せて17区分となります。

3ページ目をご覧ください。例についてご説明いたします。ローマ数字のIの、「安全で安心できる食品の供給の確保」が大分類、その下の1の「生産及び供給体制の確立」が中分類、表中上段の(1)の「生産者の取組への支援」、これが小分類となります。その下に「イ」から「ニ」までありますが、これが施策となります。

評価は、小分類ごとに行っていただきますので、この「イ」から「ニ」までの4つの施策で1つの評価をしていただくこととなります。

1ページ目に戻りまして、3評価の方法についてご説明します。(1)の各委員による評価についてですが、小分類ごとにABCの3段階で評価していただきます。ABCの3段階とは、Aが「達成している」、Bが「概ね達成している」、Cが「達成していない」となります。

評価の視点としまして、「進捗状況」としてはどのくらい進んでいるか、「連携状況」としては、関係課・機関と連携し進めているかどうか、それに「協働状況」としては生産者・事業者、

消費者と協働し施策を進めているかどうか、これらによって判断をお願いします。ただし、どこに重点を置いて評価するかにつきましては、委員の皆様のご判断でお願いいたします。

再度3ページの記入例をご覧ください。この右端の達成度の欄にABCを記入していただきます。その左にページとありますが、これは資料3の該当施策のページに対応しております。

それでは、資料3の施策の実施状況(案)を使い、具体的にご説明します。資料3の2ページをお開きください。

2ページの小分類の「(1)生産者の取組への支援」の中に「イ」から「ハ」があり、その施策ごとに、実施状況と成果が記載しております。

例えば、2ページの、「イ環境にやさしい持続可能な農業の推進(施策1)」ですが、具体的な実施状況が記載されており、次のページの囲みで主な成果を記載しております。以下の施策も同様に記載しております。

5ページをお開きください。下の表に「主な数値目標」の項目と実績があります。

なお、「主な数値目標」は、施策一つ一つに対応して設定している訳ではございません。評価の際は、「主な数値目標」だけではなく、各施策の実施状況や成果等も含めて、総合的に評価くださいますようお願いいたします。

6ページには、主な関連事業一覧を記載しております。

50ページをご覧ください。「第3実績数値総括表」がございますので、評価の際には、こちらを参考にしてください。

別の資料となりますが、資料5をご覧ください。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により計画通り実施できなかった事業や反対にコロナ禍に対応して計画外で実施した事業などもあり、この資料にまとめております。上の部分を見ていただきますと、1・2行目、GAP推進研修会、農業危害防止運動研修会に関しては、予定していた研修会の開催を見送り、3行目の農業管理指導士更新研修は、集合形式研修を動画資料による自主研修への変更などとなっております。

資料6の1ページにお戻りください。3の(2)にあります、会長による総評ですが、会長には、委員の個別評価を踏まえ、推進会議の評価案を取りまとめていただきます。

4の意見・提言についてですが、達成度のほか、施策の実施状況についてのご意見やご提言について記載欄がありますので、ご意見がある場合は小分類ごとにご記入お願いいたします。いただきましたご意見等は、今後事業を行う際の参考とさせていただきます。

次に、今後のスケジュールについて簡単にご説明いたします。委員の皆様には、評価期間が大変短くて恐縮でございますが、お手元に配布しております封筒に、評価票を同封しておりますので、それに評価を記載し、6月20日月曜日までに事務局あて送付くださいますようお願い申し上げます。

皆様の評価表を基に、会長に「推進会議としての評価案」を作成していただきます。

次回、8月5日開催予定の第2回推進会議に、「推進会議としての評価案」をお諮りし、宮城県食の安全安心対策本部会議にて承認を受けまして、県議会へ報告した後、公表となります。ご不明な点などがありましたら、事務局にお問い合わせをお願いします。以上で説明を終わります。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。

評価法について今、事務局の方からお話ありましたが、今の説明に対して何かご質問や、確認したいことがあればお願いします。

【 三枝委員 】

この令和3年度の結果には、令和元年度の基準値と令和3年度の実績と令和7年度目標値が書いてあります。達成しているかしていないかというのは、令和7年度の目標に対して言うのでしょうか。

というのは達成に時間がかかるものがありますよね。令和3年度の目標じゃないですよね。この辺は個人的な見解でよろしいのでしょうか。

【 西川会長 】

そのあたりどうでしょう。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

はい、今言われましたように目標は令和7年度を目標としておりますので、令和3年度につきましては令和7年度の目標に対しての進捗状況についての判断ということでお願いしたいと思います。

【 西川会長 】

令和7年度の目標に対しての評価という形で、令和3年度はこうでしたというところで評価していただければと思います。難しいですけども忌憚のないご意見を書いていただければと思います。

それでは、評価表については、ぜひ期日を守っていただくようお願いしたいと思います。評価については以上です。

それでは、議題イの『令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」に基づく施策の実施状況について』を終了したいと思います。

議題 ロ 令和4年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施計画（案）について

【 西川会長 】

では続きましてロになります。『令和4年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施計画について』説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

それでは議題のロ、『令和4年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施計画（案）』についてご説明いたします。

資料7をご覧ください。こちらの資料では、基本計画の施策ごとに、今年度実施する主な関連事業の概要を記載しております。

この表の見方ですが、左側に、縦に、1, 2, 3, 4とありますのは、基本計画の「施策番号」でございます。

施策番号の右側に「施策項目」、さらにその右側に担当課室の略称を記載しております。なお、資料の最終ページに略称と正式名称を並べて記載しておりますのでご確認願います。担当課室の略称の右側に「事業名」、「事業費」、「事業概要」を記載しており、一番右側の列には、昨年度、令和2年度の実施状況に対する評価を委員の皆様にはいただきましたが、その際に頂戴したご意見を鑑みた上での、令和4年度の施策の実施方針を記載しております。

今年度実施する事業には、昨年度に引き続き実施するものも多くございますので、主要なも

の概略について説明いたします。

まず「施策1」から「施策4」までは、大綱の1点目、「安全で安心できる食品の供給の確保」のうち、「生産者の取組への支援」に関する施策でございます。

「施策1」関連の「環境にやさしい農業定着促進事業」で、農産物認証制度の導入を支援するほか、「環境保全型農業直接支払交付金事業」により、環境に配慮した農業に取り組んだ農業者団体に対し支援を行います。

また、「施策2」に関連の「GAP認証取得推進事業」では、GAPの導入支援とともに、GAP指導員の育成を図ります。

次に、2ページをご覧ください。「施策5」から「施策8」までの「農林水産物生産環境づくり支援」に関する施策になります。引き続き、カドミウム吸収抑制対策を実施するほか、豚熱・高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病の予防や貝毒・ノロウイルス対策、出荷制限を受けている原木しいたけ生産者の生産再開支援などを推進してまいります。

3ページをご覧ください。「施策9」、「施策10」は、「事業者の取組に対する支援」に関する施策となりますが、「HACCP定着事業」におきましては、食品等事業者のHACCP導入及び実践について個別相談に応じるほか、研修会の開催等で支援します。水産加工業者に対しても、HACCPの認証取得に向けた支援をしてまいります。

次に、4ページにかけて記載しておりますが、「施策11」から「施策14」までの、「生産段階における安全性の確保」に関する施策につきましては、農薬販売者・農薬使用者、肥料生産業者への立ち入り検査、養魚場の巡回指導を実施するなど、法令に基づいた監視・指導を実施してまいります。

次に、4ページから5ページにかけてですが、「施策15」から「施策18」までの、「流通・販売段階における安全性の確保」に関する施策につきましては、最初にあります「食品営業施設の監視指導事業」及び2行下の「食品検査対策事業」により、流通食品の検査を実施するほか、かき処理場、と畜場、食鳥処理場及び米穀事業者の監督指導を実施して参ります。

6ページをご覧ください。7ページにかけて記載しておりますが、「施策19」から「施策21」までの、「食品表示の適正化の推進」に関する施策につきましては、「食の110番」や「食品者表示110番」による相談対応のほか、研修等による普及啓発を行います。また、昨年度休止した食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査も今月から始まっており、協力をいただきながら食品表示の適正化に取り組んでまいります。

次に7ページから8ページにかけて記載しておりますが、「施策22」、「施策23」の、「食品の放射性物質検査の継続」に関する施策につきましては、農林水産畜産物、流通食品等の検査を引き続き実施してまいります。

8ページの下の方にあります「施策24」からは、大綱の2点目、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」に関する施策でございます。

9ページにかけてですが、「施策24」、「施策25」は「情報の収集、分析及び公開」に関する施策です。消費者モニターアンケート等により県民の意向を把握するとともに、新型コロナ対策認証店や県内の食に関する情報、食品衛生に関する監視指導の結果などをホームページ等で公開してまいります。

9ページから10ページにかけてですが、「施策26」から「施策28」までの、「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」に関する施策につきましては、県認証農産物やGAPについて、消費者の理解が深まるよう販売会を行うほか、学校給食における県産農林水産物の利用率向上に向けた情報提供、「みやぎ水産の日」を核にした情報発信等を行ってまいります。また、高校生地産地消お弁当コンテストやみやぎ食育コーディネーター等の活動により、食育を推進してまいります。

11ページをご覧ください。「施策29」から「施策31」までの「放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」に関する施策につきましては、検査結果等の情報を「みやぎ原子力情報ステーション」やツイッターにより情報発信するほか、セミナーの開催等に取り組んで参ります。

「施策32」から「施策34」までの、「県民総参加運動の展開」に関する施策につきましては、各種の広報活動により広く消費者モニターを募集し、特に若年層の登録促進に取り組むとともに、事業者の「みやぎ食の安全安心取組宣言」への登録を進めてまいります。

また、出前講座やセミナー、地方懇談会などにより、知識習得のための機会の提供と啓発活動を推進してまいります。

12ページをご覧ください。「施策35」、「施策36」の、「県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」に関する施策につきましては、消費者モニターアンケート調査を行い、その結果を食の安全安心セミナー等の事業に反映させるとともに、昨年・一昨年は中止した食品工場見学会・生産者との交流会を開催したいと考えております。

12ページの下段からは、大綱3点目「食の安全安心を支える体制の整備」となります。「施策37」、「施策38」では、食の安全安心対策本部会議、食の危機管理対応チーム会議等の体制を維持しながら、関係マニュアルの整備などにより危機対応に備えるとともに、国・市町村等との連携に努めてまいります。

13ページをご覧ください。「施策39」、「施策40」は、食の安全及び食品の放射性物質に関する調査・研究に関する施策ですが、「二枚貝の貝毒」、「かきのノロウイルス」、「放射性物質の影響」などに関する調査研究を行ってまいります。

「施策41」では、農産物の放射性物質濃度のモニタリングや食品表示への対応など関係自治体・関係機関と連携して対応してまいります。

令和4年度の実施計画につきましては以上でございます。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。

ただいまご説明ありましたけれども、確認したい点等ありましたらご意見いただければと思います。

浅野委員どうぞ。

【 浅野委員 】

10ページの学校給食における県産食材利用推進というところで、実施方針のところなのですが、後半の方の3行目で「地場産物活用状況等調査を実施し、県産食材の利用促進を図る」となっているのですが、先ほどの目標が40%という話になってくる部分ですが、調査を実施することによる利用促進というのは、どういう効果があるのかと思いました。状況調査なので、他の意味もあるのかと思うんですけどもわからなかったもので、質問させていただきました。

【 西川会長 】

はいありがとうございます。

どうでしょうか。はい。

【 保健体育安全課 佐藤課長補佐（学校給食班長） 】

保健体育安全課の佐藤です。

ちょっと言葉足らずなところがあるかもしれませんが、こういった調査をするということと、その前段に書いている研修で地場産物の活用について話しているので、研修と調査とで利用促進というふうにしたつもりなのですがちょっと言葉足らずかもしれません。申し訳ございません。

【 西川会長 】

はい。

もし補足あれば文書の方を見直してもらえばと思います。

その他いかがでしょう。先ほど加藤委員からも少し意見いただいたのでよろしかったと思うんですが、よろしいでしょうか。

それでは、ロの部分の『令和4年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の実施計画(案)について』は終了したいと思います。

報告 イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について

【 西川会長 】

それでは続きまして報告に入りますが、まず「イ」になります。「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」事務局から説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 梶原技術副参事兼総括課長補佐 】

報告「イ」の「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」について説明させていただきます。

資料8をご覧ください。今年度における各種事業の進捗状況の概要でございます。

まず左上の「食品表示ウォッチャー」をご覧ください。今年度は99名の方に委嘱済みでございまして、今月から12月までの7か月間の活動をお願いしております。

次に、食の安全安心に関する情報をお伝えする「モニターだより」についてですけれども、年度内に3回の発行を予定しております。「食の安全安心基礎講座」として食の安全安心についての基礎知識などを掲載する予定でございます。

続いて、「モニター研修会」でございますが、食の安全安心に関する正しい知識の習得を目的として実施するものでございますが、今年9月に開催を予定しております。

続きまして、「生産者との交流会」と「食品工場見学会」につきましては、昨年・一昨年度と新型コロナウイルスの影響を考慮しまして開催を見送っておりましたが、今年度は10月頃に開催したいと考えております。

裏面をご覧ください。「モニター制度の広報」につきましては、各種広報媒体の活用、コンビニエンスストアへのチラシの配架とともに、昨年同様、子育て世代の登録者増加に向けまして、児童館・保育園等へのチラシの配架を予定しております。

次に、「モニター登録」の状況でございます。今年度に入りまして、5人の新規登録、ございました。また、引っ越し、或いは健康上の理由ということで、4人の取り消しがございまして、登録者数は5月24日現在で1,090人となっております。

次に、「アンケート調査」につきましては、7月に送付する予定でございます。内容につきましては、この後ご説明させていただきます。

「講習会」についてですが、「食の安全安心セミナー」を2回開催する予定でございます。

次に、「地方懇談会」につきましては、各地方振興事務所において計画・実施する予定としております。

続いて、「取組宣言事業の広報」でございますが、各種広報媒体を活用するとともに、コンビニエンスストアへの消費者向け事業周知チラシの配架等により周知を図る予定でございます。

次に、「取組宣言者の登録」等の状況でございます。今年度に入りまして、2者の登録と廃業などにより41社の登録取消がございまして、5月24日現在で2,525者となっております。

続きまして、今年度の消費者モニターアンケートについて説明をさせていただきたいと思っております。資料の9をご覧ください。

まず右上に二次元コードがございまして、こちらから専用ウェブサイトにつながりまして、回答できるようにしてございます。また、昨年度に引き続き回答者には抽選になりますけれども、宮城県産玄米の「金のいぶき」が当たるプレゼントを用意しております。

設問内容についてですが、昨年度と概ね同様でございますが、変更した部分について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

後ろから2枚目になるかと思うんですが、7ページをご覧ください。問19をご覧ください。放射性物質による不安や風評被害の解消に向け、行政の取組として必要なことをお聞きする設問でございます。これまでは、複数回答を可能としておりましたけれども、最も必要と思うものを把握したいと思ひまして、一つだけ選ぶように変更しております。

また、次の設問20でございますが、食品表示について、知っていることをお聞きする設問でございます。9番目に、加工食品に特定原材料を含む原材料を使用する際のアレルゲン表示についての項目を追加いたしました。

主な変更点は以上となります。

実施スケジュールでございますが、7月中に発送を行いまして、8月下旬に締め切りを設定いたします。10月ぐらいになりますけれども公表をする予定でございます。

なお、結果につきましては2月の本会議の場で改めて報告をさせていただきます。資料9の説明は以上でございます。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございます。

ただいま、資料8と資料9と合わせて、説明をいただきましたけれども、県民総参加運動とそれからモニターアンケート、合わせてご質問を受けたいと思ひますがいかがでしょうか。

浅野委員どうぞ。

【 浅野委員 】

今ほど最後におっしゃっていた問19のところですが、一つ選んでくださいとなったときに、やっぱり複数選びたいという気持ちが出てきてしまうので、選ぶ方として「全部書けないの」と思うのですが。

【 西川会長 】

私も問19番についてはこれまで複数回答を選んでたんですよね。一つでいいのかっていうところは思うところがあるんですけど、先ほどからの原子力発電所からの処理水も含めてとなりますので、可能であれば複数でいいのではないのでしょうか。どうでしょうか皆さん、委員の皆さんどうでしょう。

なるべく意見を吸い上げてもらうということで、その中で一番多いものが、当然、これまで通り、重要だということになるわけですがけれども、委員の皆さんどうでしょうか。

【 食と暮らしの安全推進課 梶原技術副参事兼総括課長補佐 】

最も必要と思うことを特に把握したいという趣旨でございましたけれども、皆様方からのご

意見を踏まえて改善したいと思います。

【 西川会長 】

それでは資料の8と資料9ということでご説明いただきました。
どうもありがとうございます。

報告 口 食品に係る放射性物質検査結果について

【 西川会長 】

続きまして、「口」になります。食品に係る放射性物質検査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 梶原技術副参事兼総括課長補佐 】

報告「口」の食品に係る放射性物質検査結果についてご説明いたします。

資料2枚目、3月30日付の記者発表資料でございますように、丸森町のたけのこにつきまして、出荷制限が一部解除されております。

これまで丸森町のたけのこに関しましては、旧金山町、旧館矢間村、旧大張村の3地域で出荷制限指示が出されておりました。

丸森町は、非破壊式放射能測定装置を導入いたしまして、関係者で出荷体制の整備を進めた結果、これら3地域について、出荷者が県の認証登録を受けるとともに、採取地・出荷者の情報を明示し、登録先の販売施設に限定して販売する等の条件を満たすことにより、非破壊検査で安全性が確認されたものの出荷制限が解除されました。

資料10の1枚目をご覧ください。今年4月に実施しました食品に係る放射性物質検査の結果でございます。

県では、国の原子力災害対策本部が定めた、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づいて、四半期ごとに、「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定め検査を実施しているところです。

これにより、県の関係部局において、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品等において、それぞれ検査を実施しております。

検査結果は中段をご覧ください。出荷前の検査でございますけれども、農産物、原乳・牛肉の畜産物、水産物、林産物、野生鳥獣肉を合わせて、計2,354点検査いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

林産物の項目を右側に沿ってご覧いただきたいと思っております。非破壊検査631点、括弧書きでスクリーニング値超過8点と記載してございます。こちらは先ほど説明いたしました丸森町の出荷制限が一部解除された地域の、出荷を目的とした「たけのこ」の全数検査分となります。

たけのこの非破壊検査によるスクリーニング値は54ベクレルとなっており、54ベクレルを超えた8点は全て廃棄処分されております。

出荷後の検査でございますが、一般食品等の流通食品は14点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

次に、資料の下段の住民持込測定検査結果をご覧ください。県内の市町村で自家栽培や自ら採取した食材などを住民の方が持ち込み、測定しているものでございます。21点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

以上、4月分に関しましては、基準値の超過はございませんでした。

なお、検査結果につきましては、「みやぎ原子力情報ステーション」で、品目別に公表してございます。資料10の説明は以上でございます。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。

食品に係る放射性物質検査の結果について報告をいただきましたが、皆さんからご質問等ございますでしょうか。

それでは以上で報告事項を終わります。

その他

【 西川会長 】

その他ということですけど、事務局から何かございますでしょうか。

【 事務局 】

特にありません。

【 西川会長 】

それでは、事務局からはないということですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

お時間の無い中すいません。情報提供いただければと思ったんですけど、国で進めている「みどりの食料システム戦略」に関連してなんですけど、宮城県として戦略実現に向けて、具体的に取組みを行う予定はあるのでしょうか。既に行っていれば大変失礼なのですが、この場でなくても後日お知らせいただければと思います。情報があればお願いします。

【 農政部 高澤副部長（技術担当） 】

農政部副部長の高澤と申します。「みどりの食料システム戦略」については国の方で法律ができて、その後、説明会もございましたが、県と市町村とが一緒に計画を作っていくことになり、それと併せて、国の事業なども活用しながら進めていくことになります。

すでに現場の実証段階では、「みどりの食料システム戦略」の事業でアイガモロボットなど、実証段階の細かなものも出てきておりますけれども、体系的に計画的に進めていくことで、今後取り組むことになっておりますので、その場合は県民の皆様からのいろいろな意見をいただきながら進めていきたいと思っております。以上です。

【 西川会長 】

ありがとうございました。その他いかがでしょう。

それではないようですので、本日の議事を終了したいと思います。

進行を司会へお返しいたします。

【 事務局（司会） 】

西川会長、委員の皆様、大変活発なご議論ありがとうございました。

先ほどの説明にありましたとおり令和3年度の施策の評価につきまして、お手数ですがけれども、机上にあります返信用封筒に入れていただきまして、6月20日までにお送りいただきますようお願いいたします。

なお、次回の会議は8月5日金曜日の午前中を予定しております。追って開催のご案内を差

し上げますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。

(以上)